

長瀨町過疎地域持続的発展計画

(令和4年度～令和7年度)

埼玉県秩父郡長瀨町

1	基本的な事項	1
	(1)町の概況	
	(2)人口及び産業の推移と動向	
	(3)行財政の状況	
	(4)地域の持続的発展の基本方針	
	(5)地域の持続的発展のための基本目標	
	(6)計画の達成状況の評価に関する事項	
	(7)計画期間	
	(8)公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
	(1)現況と問題点	
	(2)その対策	
	(3)事業計画	
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	
3	産業の振興	14
	(1)現況と問題点	
	(2)その対策	
	(3)事業計画	
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	
4	地域における情報化	20
	(1)現況と問題点	
	(2)その対策	
	(3)事業計画	
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
	(1)現況と問題点	
	(2)その対策	
	(3)事業計画	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
6 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8 医療の確保	35
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10 集落の整備	40
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11 地域文化の振興等	41
(1) 現況と問題点	

(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	43
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
事業計画(令和4年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	46

長瀬町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本町は埼玉県の西北部、秩父山系の関門に位置し、町の中央を縦貫して流れる荒川の両岸に細長く開けた町である。

総面積は 30.43 平方キロメートルあるが、そのうち約 60% が山林で占められている。また、四方を宝登山（標高 497.1 メートル）、不動山（標高 549.2 メートル）、陣見山（標高 531.0 メートル）、小林山（標高 538.6 メートル）といった山々に囲まれ、これらの山を源とする沢は、それぞれ荒川に流入している。

また、全域が県立長瀬玉淀自然公園区域に指定されている。特に旧親鼻橋から旧高砂橋に至るまでの荒川の両岸は、国指定名勝及び天然記念物保存区域として指定されており、なかでも岩石段丘、いわゆる『岩畳』の広がる長瀬溪谷は、地質学の宝庫として貴重な天然資源を誇っている。

② 歴史的条件

本町はかつて、荒川右岸（大字井戸など）が忍領、左岸（大字本野上など）が御料所だったが、幾多の変遷を経たのち明治元年に岩鼻県、明治 4 年に群馬県、明治 4 年に入間県、明治 6 年に熊谷県となり、明治 9 年に埼玉県に併合された。

明治 22 年に町村制が施行となり、本野上村・中野上村・藤谷淵村が野上村に、野上下郷・矢那瀬村が樋口村に、岩田村・井戸村・下田野村・金尾村・風布村が白鳥村になった。

その後、野上村が、昭和 15 年 2 月 15 日に町制を施行し、さらに昭和 18 年 9 月 8 日、野上町と樋口村、白鳥村の一部が合併して、新しい野上町が誕生した。

そして、昭和 47 年 11 月 1 日に名称を「長瀬町」と変更して、現在に至っている。

古くは農業を中心として発展した町だったが、明治 44 年に秩父鉄道が開通すると、多くの観光客が訪れるようになり、「観光地長瀬」は全国的に名前が知られるようになった。

③ 社会的条件

主要道路は、町を南北に縦断する国道 140 号と主要地方道長瀬玉淀自然公園線が基幹道路となっている。

公共交通機関は、南北に秩父鉄道が縦断し町内に 4 つの駅がある。

④ 経済的條件

第 1 次産業は、主に農業が営まれているが、総面積の 60% を山林が占め、狭小な農地が多いため、現在では、小規模で零細な兼業農家が多い。しか

し、地勢を活かした地域の特産品(ぶどう、いちご)栽培が盛んである。また、新たな果樹の6次ブランド化を目指した施策を展開している。

第2次産業は、町内の農村地域工業等導入地区を中心に企業や町工場などがあり、町内の雇用を支えている。岩田工業導入地区への誘致を進めているが、新たな企業進出については、地理的条件などから困難な状況である。

第3次産業は、岩畳から宝登山を中心とした長瀬地区において、観光業を中心とした個人商店が多数営業している。その他の地区では、近年、広い駐車場を兼ね備えた企業型小売店の進出はあるものの、個人商店の減少が続いている。

近年は年間約300万人の観光入込客があるが、廃業により宿泊施設が減少し、川下りやラフティング等日帰り観光客が大部分を占めている状況である。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、約190万人に落ち込んでしまったが、キャンプ場などのアウトドア事業は盛況である。

イ 過疎の状況

本町の人口は昭和35年から昭和60年にかけて増加し、平成2年まで横ばい傾向だった。しかし、平成7年以降は減少に転じ、その後は減少の一途を辿っている。社会増減はプラスになる年もあるが、出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスとなっており、出生率の大幅な増加も見込めないため、この減少傾向は続くものと予測される。

このように本町は、人口増加の時期もあったが、近年は人口減少に拍車がかかっている状況である。昭和60年に8,963人だった人口は、令和2年には6,807人となり、令和4年4月に本町の全域が過疎地域に指定された。

ウ 社会的、経済的発展の方向

平成10年に国道140号雁坂トンネルが開通し、平成13年に皆野寄居有料道路が開通した。その影響もあり一時は観光客が減少したが、ロウバイや紅葉、アウトドアアクティビティ等、新たな観光資源により増加し、近年では年間約300万人の観光入込客となっている。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、新たな観光資源を発掘し、賑わいの創出を図っていく。

農業については、地勢を活かした地域の特産品に加え、新たな果樹の栽培を目指して施策を展開している。

商工業については、農村地域工業等導入地区だけでなく、遊休地への誘致を進める。また、起業希望者に寄り添った支援をし、長瀬町での起業者の増加を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による本町の人口は、昭和 35 年には 8,072 人であったが、昭和 50 年 8,591 人、平成 2 年 8,906 人、平成 17 年 8,352 人、平成 27 年 7,324 人、令和 2 年 6,807 人と減少している。平成 7 年から令和 2 年までの人口減少率は 23%となっている。

平成 22 年から平成 27 年の 5 年間は 584 人減少、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間も 517 人減少となっており、今後においてもこの傾向は続くものと見込まれる。

次に、年齢階層別人口の推移では、0 歳から 14 歳の年少人口は、平成 7 年から令和 2 年までに 853 人が減少し、減少率 57.8%と大幅減少している。

また、15 歳から 64 歳の生産年齢人口についても、平成 7 年から令和 2 年までに 2,221 人減少し、減少率は 38.9%になっている。

特に生産年齢人口のうちでも、15 歳から 29 歳の若年者部分の減少が著しく、減少率は 53.3%となっている。

一方、65 歳以上の高齢者人口は、平成 7 年から令和 2 年までに 1,072 人増加し、65.9%の増加率となっている。

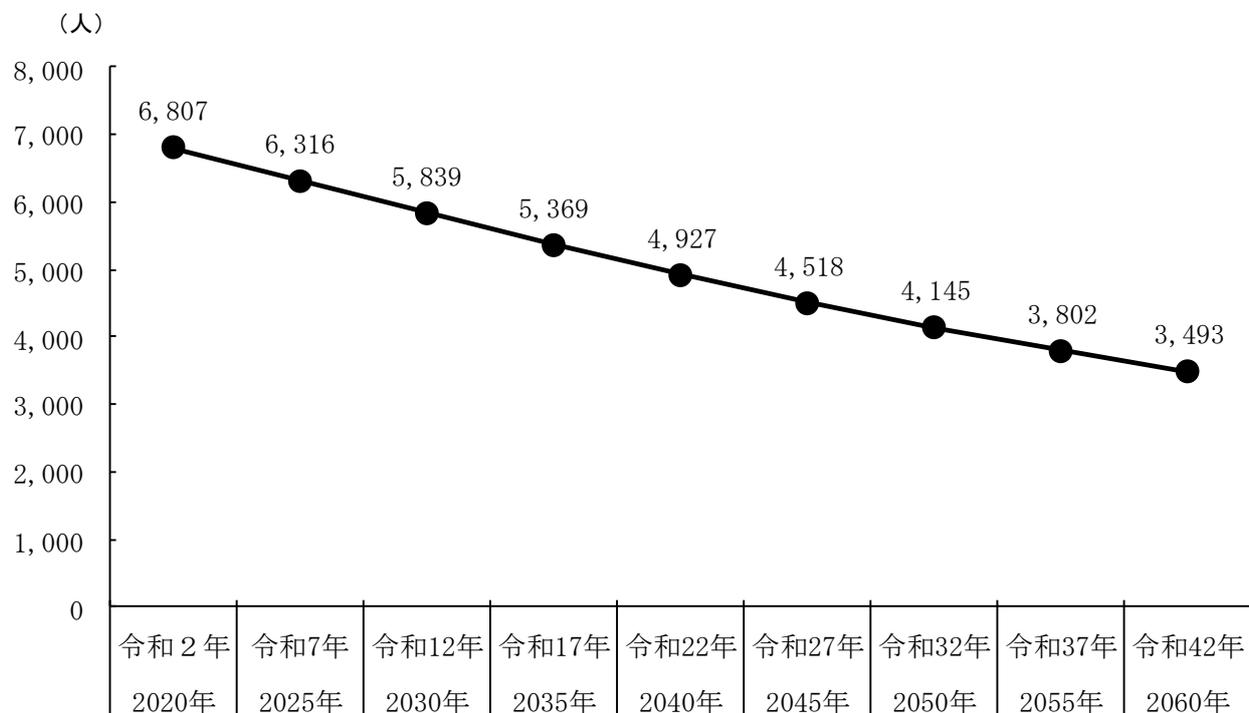
高齢化率においても、平成 7 年の 18.5%から令和 2 年の 39.6%と大幅に上昇している。

若い世代の都市部等への流出や非婚化などによる出生数の減少と団塊の世代を中心とした高齢化に伴い、少子・高齢化の傾向は今後も続くと思われる。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 2 7 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,072	人 8,906	% 10.3	人 8,352	% -6.2	人 7,324	% -12.3	人 6,807	% -7.1
0 歳 ~ 14 歳	2,476	1,641	-33.7	1,134	-30.9	775	-31.7	624	-19.5
15 歳 ~ 64 歳	4,972	5,907	18.8	5,151	-12.8	3,984	-22.7	3,485	-12.5
うち 15 歳 ~ 29 歳 (a)	1,850	1,696	-8.3	1,225	-27.8	872	-28.8	725	-16.9
65 歳以上 (b)	624	1,358	117.6	2,067	52.2	2,564	24.0	2,698	5.2
(a) / 総数 若年者比率	% 22.9	% 19.0	—	% 14.7	—	% 11.9	—	% 10.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.7	% 15.2	—	% 24.7	—	% 35.0	—	% 39.6	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し (第 2 期人口ビジョンより)



イ 産業別就業人口の推移と動向

本町の就業人口は昭和 35 年に 4,022 人（国勢調査）であったものが、令和 2 年には 3,304 人と 17.9%減少している。

昭和 35 年には第 1 次産業が 41.6%、第 2 次産業が 30.3%、第 3 次産業が 28.1%であったが、令和 2 年には第 1 次産業が 3.7%、第 3 次産業が 62.0%と観光業をはじめとするサービス業への移行が顕著となっている。

第 1 次産業については、近年は農林業に対する意識の変化が見られるなど、農林業の回復の見込が出てきている。

第 2 次、第 3 次産業については、新型コロナウイルス感染症の影響下で厳しい状況の中で、既存企業への定着に関する支援等を図ることにより安定的な就業の場や担い手の確保など、安心できる雇用環境の創出を推進する必要がある。

遊休地や空き施設の活用による企業・事業者に対する誘致の推進や観光拠点整備、広域的連携による観光事業を引き続き推進することにより雇用の拡大へとつなげる。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

令和4年4月1日現在の行政機構は、総務課、企画財政課、税務会計課、町民課、健康福祉課、産業観光課、建設課、議会事務局、教育委員会を置いている。また、中央公民館、給食センターに職員を配置している。

職員数は77人で、多様化する行政ニーズに対応するため、効率的な行政運営を行い職員の適正配置に努めている。

令和4年3月には、「人も社会も自然もすべてが健康で、はつらつとしている長瀬をつくろう」という「はつらつ長瀬」を将来像とする第5次長瀬町総合振興計画の後期基本計画を策定し、持続可能で躍動するまちづくりを展開している。

イ 財政の状況

財政状況は、人口減少などによる町税の減収をはじめ、歳入全体での減少が見込まれている。歳出においては、老朽化した公共施設改修費の増加や建設事業などへの公債費の増加、高齢化に伴う社会保障費の増加などが見込まれている。

また、下水道の負担金や公共水道料金の見直しに伴う激変緩和対策などについても継続的に行う必要があるため、今後も厳しい状況が続くことが予想される。

さらに、長瀬町公共施設等総合管理計画及びその実施計画である長瀬町公共施設等個別施設計画(以下「公共施設等総合管理計画等」という。)や長瀬町橋梁長寿命化修繕計画等に基づく施設の改修工事やインフラの長寿命化及び高齢化に伴う社会保障費の増加などにより、今後も多くの費用を要することが予想される。

こうした中、職員定数の減少による人件費の削減や事務事業の見直し、公共施設での協力金の徴収など、行財政改革に積極的に取り組んでおり、一定の効果は表れている。

しかしながら、これまで以上に行財政基盤を強化する取組は必要であり、新たな事業については有益性や有効性などの検証を積極的に行い、効果が確実に見込まれる事業に対して集中的に投資し、既存の事業については、成果等の検証を反映させた見直しや廃止を行うことで切れ目ない行財政改革に取り組んでいく。

ウ 公共施設の整備状況

これまで道路や下水道、観光施設の整備を中心に進め、地区公園、福祉施設等の整備に取り組んできた。

小・中学校などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和50年代から平成初期にかけて建設・整備され、施設の老朽化が進行しつつあるとともに、改修や更新が必要な時期を迎えようとしている。

厳しい財政状況の中、施設の改修や更新にかかる多額の費用に充当できる財源は限られており、将来的に全ての施設等をこのまま維持していくことは

困難であると予測される。

そのため、平成 29 年 3 月に「長瀬町公共施設等総合管理計画」を策定し、この計画に基づき、関連計画を策定し、公共施設等マネジメントを推進している。令和 4 年 3 月には「長瀬町公共施設等総合管理計画」を改訂し更なるマネジメントに努めている。

表 1 - 2 (1) 財政の状況 (単位 : 千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	3,587,537	3,469,468	4,235,188
一般財源	2,103,307	2,299,655	2,322,817
国庫支出金	427,557	344,135	1,180,671
都道府県支出金	331,713	225,788	208,530
地方債	374,016	287,529	278,629
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	350,944	312,361	244,541
歳出総額 B	3,425,803	3,328,440	4,063,391
義務的経費	1,316,871	1,402,249	1,383,725
投資的経費	541,296	366,666	211,166
うち普通建設事業費	541,296	366,666	202,259
その他	1,567,636	1,559,525	2,468,500
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A - B)	161,734	141,028	171,797
翌年度へ繰越すべき財源 D	51,514	213	32,708
実質収支 C - D	110,220	140,815	139,089
財政力指数	0.49	0.41	0.41
公債費負担比率	9.6	12.5	11.7
実質公債費比率	14.1	11.2	12.7
起債制限比率			
経常収支比率	86.8	87.8	84.3
将来負担比率	130.3	116.2	62.5
地方債現在高	2,869,949	3,156,676	2,878,610

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	平成 22 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
市町村道			
改良率 (%)	22.0	23.0	23.3
舗装率 (%)	39.5	41.0	41.2
農道			
延長 (m)	—	—	—
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	—	—	—
林道			
延長 (m)	12,099	12,026	12,026
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	—	—	—
水道普及率 (%)	96.9	97.5	97.5
水洗化率 (%)	77.1	88.5	89.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3.3	3.7	3.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

現在、「人も社会も自然もすべてが健康で、はつらつとしている長瀬をつくらう」という「はつらつ長瀬」を将来像とする第5次長瀬町総合振興計画を策定し、持続可能で躍動するまちづくりを展開している。

人口減少時代に突入した今、持続可能なまちづくりを実現するために、「いつまでも暮らしたいまち」、「いつまでも活力のあるまち」、「いつまでも輝き続けるまち」を目指している。

ア いつまでも暮らしたいまち

町民にいつまでも長瀬町に住み続けてもらうには、生活環境、地域コミュニティ、福祉などの施策を充実させ、生活する上で魅力あるまちにしていくとともに、次代を担う世代が長瀬町に愛着を持つことができるようなまちにしていくことが重要となる。

そのため、町民の様々な不安の解消に努めるとともに、次代を担う人づくりに取り組むことにより、将来への明るい希望を生みだし、多世代が「いつまでも暮らしたいまち」を目指す。

イ いつまでも活力あるまち

長瀬町は、豊かな自然環境、名勝及び天然記念物「長瀬」の岩畳、桜や文化財など、古くから根付く地域資源をもとに、観光をはじめとした産業を中心に発展を遂げてきた。しかし、現在では長引く景気の低迷や人口減少に伴う産業人口の減少などにより産業の衰退が深刻化している。

そのため、地域の活力を維持・活性化し、地域経済を支える産業の振興や地域特性を活かした新しい産業の育成に取り組み、多様な雇用を生み出すとともに、働きやすい環境を整備することにより、地域特性を活かし「いつまでも活力のあるまち」を目指す。

ウ いつまでも輝き続けるまち

長瀬町では人口が減少が進み、今後も人口が減少していくことが避けられない状況となっている中で、地域の活力やコミュニティの存続、地域経済や町の財政基盤など、様々な面での影響が懸念されている。

そのため、今後も人口が減少していくことを前提としながらも、その減少率を最小に抑え、急激な人口減少に歯止めをかけることができるよう、町民と行政が連携・協働し、定住促進をはじめ、就業の場の確保や町の魅力を高める施策を総合的かつ戦略的に展開することにより、誰もが「いつまでも輝き続けるまち」を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、達成すべき目標は以下のとおり設定する。

① 人口に関する目標

平成28年3月に策定し、令和4年3月に一部修正した人口ビジョンにおいて、基準値を令和2年の人口6,807人とし、令和7年の人口規模を6,316人と設定し、必要かつ効果的な施策を推進する。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、計画の主管課が会議等により毎年度達成状況を評価する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

長瀬町公共施設等総合管理計画では、現状や課題に関する基本認識を踏まえて、公共施設等の全体のあり方を考え、限られた財源をより有効的に活用しながら、安全に安心して利用できる公共施設等を次世代に引き継いでいくために「公共施設等マネジメント」を推進している。

本町における公共施設等の管理に関する基本的な方針は以下のとおりとなる。

① 施設の規模や配置の適正化

人口構造の変化による住民ニーズの変化等を勘案し、必要な公共サービスの水準を維持しつつ、快適なまちづくりの実現に向けた施設の規模や配置の適正化を図る。

② コストの縮減と財源確保

省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みや、民間活力の導入の検討により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行う。

③ 計画的な保全による施設の安全性の確保

安全で安心して利用できる施設を提供していくため、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減する。

本計画における公共施設の整備については、長瀬町公共施設等総合管理計画に適合するものであり、将来にわたり行政サービスを真に効果的に提供し続けるために、施設所管課間や隣接市町等との連携、協働、情報共有、各施設の状況把握等に努めるほか、経営的な視点を取り入れながら総合的かつ計画的な管理運用を推進し財政負担の軽減に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町は移住・定住施策として、これまで定住促進事業住宅取得奨励補助金事業や住宅ローン連携事業、移住体験ツアーなどを実施してきた。

都市部からの移住者がいるものの、少子高齢化の進展による自然減、進学や就職を契機とした若年層の流出による社会減により人口減少が加速し、これまでの推計を大きく下回る数値で人口が推移している。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりテレワークが普及してきていることや若年層を中心に地方移住への関心が高まっている状況にあることから、移住・定住施策の情報発信を継続するとともに、移住・定住に向けた取組を強化していく必要がある。

イ 地域間交流・人材育成

将来的な地域活動の担い手となる関係人口（長瀬町に継続的に多様な形で関わる人＝長瀬ファン）の創出・増加につなげるため、町外在住者が通年、本町を訪れる仕組づくりを進めるとともに、地域おこし協力隊等の外部支援人材の発掘・育成を進める必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

・移住希望者向けの支援

移住者などに対する支援の充実、移住・定住に関する総合的な情報の提供を行い、住む町としてのイメージづくりを進める。

・定住への経済的支援等

転入者、子育て世帯、新婚世帯、テレワークで仕事をしている方などの定住を支援するため、住宅取得等への支援を行うとともに、町内等での就労の支援を進める。

・空き家の有効活用

空き家の有効活用を図るため、空家対策協議会を開催するとともに、町内の空き家所有者への適正な維持管理の指導、「ちちぶ空き家バンク」等の情報提供を進める。

イ 地域間交流・人材育成

・長瀬町の魅力への理解を深める

町民が本町の魅力をより深く知り、町外在住者に魅力を発信できるようにするため、町民自らが本町の魅力を体験し実感できる取組を進める。また、本町の自然環境を満喫できる登山・ハイキングの充実及び情報発信、周辺の観光資源との広域的な連携を図る。

・ 関係人口の増加

関係人口を増やすため、農業や自然資源、観光資源の活用により魅力を高め、町外在住者が通年、長瀬町を訪れる仕組づくりを進める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住 (2)地域間交流 (3)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	○ 移住定住促進事業 ○ 若者定住促進宅地分譲事業 ○ 空き家対策事業 ○ 地域おこし協力隊事業 ○ 定住促進事業住宅取得奨励補助 金事業 ○ 住宅リフォーム等資金助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

農林業は、生活に不可欠な食料の供給機能、土地や景観の保全、生物の多様性の保全など、多面的な機能を有しているが、本町の遊休農地は増加傾向にある。

認定農業者への農地集積など経営基盤の強化を支援するとともに、遊休農地の解消や新規就農者の育成、有害鳥獣対策などを進めている。

新規就農事業者数は、近年では平成29年度の1事業者と令和3年度の1事業者だけであり、さらなる支援に努める必要がある。

農のブランド化及び6次産業化では、本町の特産品として「ながとろ紅茶」と「花梨カレーペースト」を開発し、ふるさと納税の返礼品などとして活用している。開発したブランドは2件であることから、さらなる支援に努める必要がある。

林業については、森林環境譲与税を活用した木材利用促進や、森林経営管理制度による森林施業の実施、県補助による里山平地林整備事業など、健全な森林の育成管理に努めている。竹林の適正管理については、ボランティアによる伐採や竹材の景観活用など新しい視点からの取組が行われている。

今後は、農業や林業の生産基盤の強化、里山の景観を保全するとともに、特産品となる果樹品目づくりなど農のブランド化に取り組む必要がある。

イ 商工業

商工業の経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響や後継者不足などにより厳しい状況にあり、雇用の維持拡大に向けた取組が求められている。

現在、長瀬町商工会への補助を行うとともに、中小企業融資対策利子補給事業など地域商工業の振興に努めている。

また、町は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を申請した事業所に奨励金を支給するなど、中小企業の経営強化を支援している。経営革新計画申請件数は、近年増加傾向にある。

町内の雇いを促進するため、長瀬就職面接会を開催している。また、長瀬町企業誘致条例により、起業・規模拡張を支援し就業機会の増加に繋がっている。

今後も、商工業事業者の経営の改善を促進するとともに、雇用機会の拡大を図るため起業・創業支援に努める必要がある。

ウ 観光及びレクリエーション

本町は、全域が県立長瀬玉淀自然公園区域に指定されている。特に旧親鼻橋から旧高砂橋に至るまでの荒川の両岸は、国指定名勝及び天然記念物保存区域として指定されており、なかでも岩石段丘、いわゆる『岩畳』の広がる長瀬溪谷は、地質学の宝庫として貴重な天然資源を誇っている。

観光施策は、地域経済の持続的な発展や雇用機会を増大し、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものであるが、本町においても、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が減少している。観光入込客数は近年 300 万人前後で微減傾向であり、今後さらに観光地としての魅力を向上させる必要がある。

令和元年度に「長瀬町観光振興計画」を策定し、観光客の滞在時間の延長やインバウンド客の増加、食や特産品の開発、情報提供やプロモーション活動の推進を進めることとした。しかし、新型コロナウイルス感染症予防の観点から多くの事業が見送りとなるなど厳しい状況となっている。

一方で、観光トイレ、案内板などの観光振興基盤の整備を進めるとともに、地域おこし協力隊の花梨カレーペーストの開発をはじめとして、長瀬町観光協会、ものづくり大学、地元農家、ボランティアと連携した多様な事業を展開している。

また、「川越」や「花園アウトレット」と連携した観光の推進など広域的な観光振興を検討している。

今後は、新型コロナウイルス感染症による影響の終息を見据え、アウトドアによるまちづくりや通年で楽しめるプログラムづくり、担い手の育成、インバウンドへの対応、長瀬町ならではの食・特産品づくり、独自のプロモーション、観光事業への支援、広域的な観光連携の強化に取り組む必要がある。

また、町民に身近な公園として長瀬地区公園、本野上地区公園、井戸地区公園を整備し、観光振興の視点も含め県から移管された蓬莱島公園の整備を行った。これらの整備により公園は 5 か所となり、今後は維持管理に努める必要がある。

(2) その対策

ア 農林水産業

農林業の生産性を向上し、農林業環境、里山景観を良好に保全するため、農林業の生産基盤の強化を図るとともに、特産品の開発による農のブランド化を目指す。

① 農業基盤の強化

人・農地プランに基づき、中心経営体（地域の担い手）への農地の集約化を図るとともに、農業委員会と連携し遊休農地の解消を図る。

また、担い手を確保するため、認定農業者制度の普及、新規就農者への支援を図る。さらに、農業経営基盤を強化するため、用排水路等の整備、有害鳥獣対策を進める。

② 特産品などの高付加価値化の推進

特産品の開発により地域経済を活性化するため、助成制度の周知を図る。

また、開発特産品をふるさと納税の返礼品とするなどの活用を進める。

③ 新たな特産品の栽培促進

町の新たな特産品として、果樹農家等と連携し果樹の栽培を促進する。

④ 林業生産基盤の強化

森林資源を活用するため、森林の土砂流出防止機能、保水機能の保全に努めるとともに、人材の育成・確保、木材利用の促進を図る。

また、森林の適切な管理のため、秩父地域森林林業活性化協議会との連携により「経営管理権集積計画」を策定し、森林の経営管理を推進する。さらに、ボランティアとの連携により里山平地林の保全活動を促進するとともに、民間事業者と連携し循環型による森林資源の活用方策について検討する。

イ 商工業

地域の活力が高められるよう商工業事業者への支援を進めるとともに、若者が定住できるよう創業支援・雇用創出に取り組む。

① 商工業環境の整備促進

小規模事業者の経営や技術改善を促進するため、長瀬町商工会と連携し、「経営革新計画」の策定を促進する。

また、長瀬町商工会活動を強化するため、効果的な補助事業を検討するとともに、担い手の育成について支援を図る。

② 経営の安定化の促進

商工業事業者の経営強化を支援するため、長瀬町商工会と連携し借り入れへの支援策の周知を図り、事業の継続の支援に努める。

③ 企業の誘致活動の推進

雇用機会を増大するため、農村地域工業等導入地区等への企業の誘致に努める。

また、雇用の場の拡大を図るため、町内での起業・創業を支援するための助成事業を進めるとともに、空き店舗を活用する起業家への支援を図る。

さらに、地域経済を活性化するため、町内遊休用地を活用し、新たな事業者の参画によりアウトドアを軸とした新たなランドマークの創出を図る。

④ 長瀬町の魅力を多様にする事業者の誘致

長瀬町の知名度を向上するため、飲食店等の創業を支援する取組を進めるとともに、長瀬町の強み（自然の豊かさ・都心からのアクセスの良さ・キャンプ場やアウトドアアクティビティの豊富さ）であるアウトドアを軸として、アウトドアと他の分野・資源等を掛け合わせたまちづくり事業を推進する。

⑤ 雇用機会の確保と雇用の促進

既存の事業者の規模拡大や事業拡大を支援するため、助成事業を進める。

また、町内企業の採用活動を支援するため、広域的な連携による就職面接会の開催を支援する。

ウ 観光及びレクリエーション

観光客と地域の人との関わりをより深くできる場や機会をつくり、人と人との付き合いが長くなる「長瀨ステイ（ながーく、ゆったり、ながとろ）」を目指す。

①季節や自然、歴史・文化を感じる滞在交流型ツーリズムの創出

長瀨町の魅力にふれられる仕組みを作るため、アウトドアによるまちづくり、大学等との連携、体験型観光コンテンツの開発、訪日外国人旅行者に対応したインバウンド向けコンテンツづくりを進める。

また、関係人口づくりを進めるため、関係人口創出プロジェクトに取り組むとともに、地域の人と旅人が交流や協働を楽しめる場（長瀨たまりBAR）づくりを進める。

②情報発信やインバウンド観光を見据えた担い手の発掘・育成

観光トレンドに対応できる人材を育成するため、長瀨町観光協会と連携し、観光ガイドの募集・研修を行う。

また、地域おこし協力隊によるお土産品の開発、長瀨町の魅力を伝える情報発信活動への支援に努める。

③長瀨ならではの食・特産品の開発

「長瀨グルメ」を目的とした来訪者の増加を図るため、自然景観とともに食事を楽しめたり、特別メニューを提供する長瀨ダイニング加盟店の認定を進める。

また、地域おこし協力隊や民間事業者と連携し、地元食材を活かした長瀨らしいグルメや特産品・お土産品の開発を図り、長瀨グルメフェアの開催等により周知を図る。

④国内外に向けたプロモーション

国内外に向けたプロモーションを展開するため、長瀨町観光協会や秩父地域おもてなし観光公社と連携し、インバウンド向けプロモーション、観光資源を紹介する短編映画の作成、四季を通じて楽しめる花や樹木による美しい景観づくり、モニターツアーを進める。また、学校遠足等の誘客に努める。

⑤観光基盤の整備

ハード面、ソフト面から安全で快適な観光地づくりを進めるとともに、桜通りや花の里などの観光資源の魅力を高めながらの活用、公衆トイレの適切な維持管理に努める。また、観光団体、実行委員会等と連携し、観光行事や祭り・イベントなど促進を図る。さらに、長瀨町を中心とした観光周遊を構築するため、民間活力による観光施設の整備を促進するとともに、近隣の自治体・観光協会との連携、埼玉県内の観光拠点、集客施設との広域的な観光連携の強化を図る。

⑥公園の維持管理

公園を良好な状態に保つため、長瀨・本野上・井戸・岩田地区公園、蓬萊島公園の維持管理に努める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業 (2) 観光またはレクリエーション (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業 観光 企業誘致	○ 農業振興対策事業 ○ 有害鳥獣対策事業 ○ 森林環境整備促進事業 ○ 里山・平地林整備事業 ○ 花の里管理事業 ○ 観光施設管理事業 ○ インフォメーション事業 ○ 桜管理事業 ○ 花いっぱい推進事業 ○ 長瀬観光復興支援事業 ○ 地区公園等管理事業 ○ 新規就農者支援事業 ○ 商工会補助事業 ○ 中小企業経営対策利子補給事業 ○ 地域特産品開発事業 ○ 観光振興支援事業（観光協会補助） ○ 観光振興支援事業（船玉まつり実行委員会補助） ○ 企業支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

レクリエーション施設・観光施設は、今後も観光客数の増加により、利用需要が高まることが予想されるため、サービスの向上や指定管理者との協働による適切な維持管理に努める。

公園については、観光客の増加等により今後も利用者の増加が見込まれることから、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。

トイレ施設については、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めるとともに、利用状況等を考慮し、施設のあり方について

て検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

多様化する町民ニーズや行政課題に効率的・効果的に取り組むためには、全庁的な対応力を高めていくことが求められている。

広報・広聴活動については、広報紙は町行政と町民を結ぶ重要なツールであり、見やすく親しみの持てる広報紙づくりに努めている。また、各種行政計画を策定する時には、住民意識調査を実施し、町民ニーズの把握に努めるとともに、SNSなど多様な媒体を活用した情報提供を進めている。町ホームページへのアクセス件数は、令和2年度で50万件を超えており、さらに情報にアクセスしやすくなるよう、令和3年度にリニューアルを行った。

行政運営については、行政運営の効率化を図るため、庁内情報システムの強化や適正な維持管理を進めている。また、防災行政無線の保守管理や戸別受信機の配備を進めている。

今後も、町の広報紙やホームページ等による的確な行政情報の発信、町民ニーズを把握する取組、行政運営効率化、地域課題を解決できるコミュニティへの支援に努める必要がある。

(2) その対策

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、まちづくりに関する情報の発信及び町民ニーズの的確な把握に努めるとともに、計画的かつ効率的な行政運営、地域課題の解決に向けた活動の支援に努める。

①DX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応

行政の事務手続きの効率化を進めるため、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、セキュリティの向上に配慮しつつ、行政各分野におけるDXへの対応を図る。

②情報伝達体制の強化

災害や避難等の情報を確実に伝達するため、防災行政無線の維持管理に努める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 (2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	○防災無線維持管理事業 ○情報系システム事業 ○基幹系システム事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国・県・町道

安全で安心できるまちづくりには、日常生活での重要性が高い道路・交通環境等の生活基盤の整備が不可欠である。

本町は、国道 140 号が南北に走り、荒川を挟んで平行して県道長瀬玉淀自然公園線があり、それらに主要な町道が結ばれる形で幹線道路網が形成され、これらの道路網を補完するように町道等が張りめぐらされている。これらの町道は、幅員 4 m に満たない狭あい道路が大部分をしめ、車のすれ違いに支障が生じている。

また、災害時には消防・救助活動に支障が生ずる可能性もあり安全面でも課題となっている。本町の地形の大半は山地となっており、国道 140 号や主要県道は、通勤時間帯や観光シーズンなどに、たびたび交通渋滞を引き起こしている。今後、近年各地で数多く発生している風水害等による自然災害が本町で発生した場合に、現在の道路網では被災者等の輸送に支障をきたすことも考えられる。このことから、国県道の改修について、新たなアクセス経路整備の要望を始めている。

町道については、町道幹線 1 号線（南桜通り）の整備を行うとともに、町民要望の高い道路改良や未舗装道路の舗装を進めている。道路の維持管理では「長瀬町道路舗装長寿命化計画」を策定し、計画的な整備を進めている。

町道舗装率については、徐々に上昇しているものの 40% 程度であるため、適切な道路改良を進めていく必要がある。

橋りょうでは、平成 30 年度に策定した「長瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に点検を行い適正な維持管理に努めている。

今後は、生活に不可欠な道路・交通環境の整備を図る必要がある。

イ 林道

林道は林業振興に加え、生活道路としても重要な役割を担っており、隣接する自治体に連絡する県管理の陣見山 1 号線についても、生活道路として重要な役割を担っている。

ウ 公共交通等

町の主要公共交通機関である秩父鉄道に対し、秩父鉄道整備促進協議会を通じて鉄道設備の整備を促進しており、近年では鉄道利用の IC カード化などが進められた。今後も、秩父鉄道に対して利便性向上を働きかけるとともに、町民の利用促進を図る。

バスなどの公共交通のあり方については、ものづくり大学と連携して住民意識調査やワークショップ、デマンド乗り合いタクシーなどの実証実験など多くの試みを行った。結果、公共交通の導入は見送ったが、その成果を「長瀬町地域公共交通計画」としてまとめた。

(2) その対策

ア 国・県・町道

生活の利便性を高めるため道路・交通環境の向上を図り、安心・安全なまちを目指す。

①幹線道路等の整備

町内の移動を円滑に行えるよう、町道幹線1号線（南桜通り）など主要道路の拡幅改良等の整備及び維持管理を行うとともに、国道、県道の整備を要望する。

県道長瀬児玉線の改修については、不動山にトンネルを開削し、本庄方面への新たなアクセス経路の整備を要望する。

②生活道路の整備

住宅地等における生活道路の安全性を高めるため、要望の高い道路の改良や舗装、橋りょうの維持管理を進めるとともに、道路台帳のデジタル化を検討する。令和3年度には、「起きてはならない最悪の事態」を想定した施策を取りまとめる「長瀬町国土強靱化地域計画」を策定した。この計画に沿って事業を計画する。

③人にやさしい道路環境の整備

障がい者や高齢者にとっての道路の安全性を高めるため、段差の解消等のバリアフリー化に努める。

④防災対策の強化

暮らしの安心感を向上するため、生活関連道路や地域における防災施設の整備など、防災力の強化を図る。

イ 林道

既設林道及び橋りょうについては、舗装、修繕等の整備を図るとともに利用者の協力を求め適切な維持管理に努める。一方、維持管理の必要ない路線については整理を進める。

ウ 公共交通等

①鉄道の利便性の向上及び鉄道施設の整備促進

秩父鉄道の沿線自治体で構成する秩父鉄道整備促進協議会により、鉄道利用の利便性の向上を促進し、鉄道施設の安全対策を促進する。

また、中学生、高校生の鉄道による通学費補助金制度により、鉄道利用の支援に努める。

②移動支援環境の充実

高齢者や子育て世帯等の買い物や通院などの移動手段を確保するため、長瀬町商工会等による移送事業を支援するとともに、移動販売事業者との連携を図る。

また、ちちぶ定住自立圏による「秩父地域運転免許証返納者公共交通利用券交付事業」の普及を図る。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)町道 道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町道幹線1号線(改良・舗装) L=460m W=7.0m (最大) ○ 町道岩田6号線(改良・舗装) L=221m W=4.5m ○ 町道長瀨21号線(法面改修工事) L=27m ○ 町道本中117号線(用地取得・補償・測量・改良・舗装) L=313m W=4.0m ○ 道路維持管理事業 ○ 生活関連道路の整備 ○ 幹線26号線(グリーンベルト) L=70m ○ 幹線4号線(道路照明灯) 1基 ○ 町道本中7号線歩道整備(用地取得・補償・改良・舗装) L=55m W=4.0m ○ 町道幹線25号線グリーンベルト設置 L=275m ○ 町道長瀨23・50・53号線(用地取得・補償・改良・舗装) L=400m W=4.0m ○ 町道長瀨49号線(用地取得・補償・測量・改良・舗装) L=130m W=4.0m ○ 町道岩田7号線(側溝整備) L=40m ○ 町道幹線26号線(改良・舗装・歩道整備) L=206m W=2m ○ 町道幹線27号線(用地取得・補償・改良・舗装) L=119.4m W=4m 	町	<ul style="list-style-type: none"> 長瀨 岩田 長瀨 本野上 本野上 長瀨 本野上 長瀨 長瀨 岩田 本野上 本野上

	橋梁修繕・橋梁点 検 (2) 林道 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 その他	○ 橋梁施設修繕設計事業 金石橋 L=172.3m 無名 32 号橋 L=3.7m ○ 橋梁施設修繕事業 無名 50 号線 L=11.6m ○ 橋梁定期点検事業 ○ 橋梁修繕工事（金石橋） ○ 林道管理事業 ○ 秩父鉄道整備促進協議会負担金 ○ 道路台帳作成事業 ○ 宅地耐震化推進化事業	本野上 ・井戸 長瀬 本野上 本野上 ・井戸 長瀬
--	---	--	---

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

道路は、予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等にかかる費用の平準化に努める。国道・県道の補完道路として、町内各地を結ぶ重要路線である幹線道路の拡幅改良を行う。また、町民の日常生活向上を図るため、狭あい生活道路の拡幅等に取り組む。

林道は、定期的な点検や修繕などの実施により、適切な維持管理に努める。

橋りょうは、定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋りょうの損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの延命化を目標とし、修繕及び架替えに要するコストの縮減と費用の平準化を図る。

対象の橋りょうの設定項目について、点数化した「橋りょうの諸元重要度」と、各橋りょうの損傷状況「橋りょうの健全度」を点数化したものの両方を勘案して修繕の優先順位を設定する。諸元重要度の設定では「通学路となる橋りょう」、「迂回路のない橋りょう」を最も重要な項目とする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 消防防災・救急

近年、地震、大雨や降雪による大規模な自然災害が発生しており、被害の軽減や未然防止、人命の安全確保への取組が求められている。また、犯罪被害や交通事故の未然防止対策など、安全なまちづくりへの取組が必要になっている。

消防・防災対策では、平成 28 年度に「長瀬町地域防災計画」及び「職員初動マニュアル」を改訂、平成 30 年度に地域防災拠点（長瀬地区公園）、防災備蓄庫、耐震性貯水槽を整備し、令和 2 年度には「災害対応ガイドマップ（ハザードマップ）」を作成した。

また、防災行政無線の保守管理や高齢者や障害者のいる世帯を対象とした戸別受信機の配備を行っている。

常備消防は秩父広域市町村圏組合による秩父消防本部で行っている。非常備消防の消防団については、消防車両の点検・修理や消防団詰所の修繕を進めるとともに、団員の確保に努めている。

消防団員数については、令和 2 年度で 100 人となっているが、定員に達していないため、消防団活動の啓発に努める必要がある。地域防災拠点については、整備が完了している。

令和 3 年度には、「起きてはならない最悪の事態」を想定した施策を取りまとめる「長瀬町国土強靱化地域計画」を策定した。

今後は、防災対策として備蓄、情報伝達、避難支援体制、被害の未然防止対策を強化するとともに、防犯・交通安全対策を進める必要がある。

イ 住環境

自然と調和し、便利で快適な生活環境を保つためには、秩序ある土地利用により良好な景観を保全し、住環境を整えていくことが求められている。

住環境では、町の定住人口の増加を図るため、長瀬町定住促進事業住宅取得奨励補助金や若者定住促進宅地分譲事業、住宅リフォーム等資金助成事業、定住促進住宅ローンなどを進めている。

町営住宅については、老朽化した住宅を計画的に廃止するとともに、空室のある塚越団地の入居環境の改善などに努めている。

今後は、柔軟な土地利用方策を検討するとともに、地域における拠点づくりや移住・定住に向けた取組を進める必要がある。

ウ 環境衛生

自然環境は、町民をはじめ観光客や来訪者が癒しや安らぎを得られる共有財産であることから、自然環境の適切な保全管理とともに、環境への負荷の少ない循環型の地域社会づくりが求められている。

自然環境の保全では、長瀬町の貴重な自然環境の保全を目指し、埼玉県立

自然公園条例に基づく規制や生活排水の適正処理、森林の適正管理などを進めている。また、地球温暖化対策として「長瀬町エコチャレンジプラン」を推進している。

本町の環境保全全般の取組は、ちちぶ定住自立圏における「ちちぶ環境基本計画」に基づき、秩父圏域全体の取組として推進している。

循環型社会の創造では、長瀬町のごみ処理は秩父広域市町村圏組合によって行っている。ごみの減量化は「ちちぶ環境基本計画」に基づき進めており、町としては有価物回収団体への補助などを行っている。「ちちぶ環境基本計画」の計画期間が令和4年度までのため、その見直しを行う必要がある。

今後は、各家庭や事業所、役場における脱炭素化に向けた取組や公害防止対策を進めるとともに、地域ぐるみでごみの減量・再資源化に取り組む必要がある。

上水道事業は平成28年度から秩父広域市町村圏組合の事務となり、令和3年度に料金統一となっている。

下水道事業は皆野・長瀬下水道組合で運営しており、今後はし尿処理業務についての広域化が予定されている。また、公共下水道整備計画区域外では公共浄化槽の普及に努め、整備を行っている。

(2) その対策

ア 消防防災・救急

住民の生命・財産を守るため防災対策を強化するとともに、防犯・交通安全対策を進め安全なまちづくりを目指す。

①危機対応力の向上

大規模自然災害等に備えるため、「長瀬町国土強靱化地域計画」に基づき、最悪な事態に陥ることを避けられるよう、強靱な行政機能、地域社会、地域経済づくりに取り組む。また、地震や洪水等の対策の強化を図るため、「長瀬町地域防災計画」及び「職員初動マニュアル」の見直しを図る。

②地域防災力の向上

災害別の危険箇所や避難所等の情報を提供するため、ハザードマップの更新に努めるとともに、避難情報発令等の制度の改正に合わせ周知を図る。暮らしの安心感を向上するため、生活関連道路や地域における防災施設の整備など、防災力の強化を図り、また、地域防災拠点の設備及び災害時用備蓄品の維持管理に努めるとともに、避難施設の防災機能の強化、福祉避難所の確保を図る。さらに、町民の防災意識を高めるため、町民との協働による防災訓練の実施を図る。

③避難行動への支援

避難行動要支援者への支援体制を強化するため、自主防災組織等との連携により、個別避難計画の策定に努める。

④情報伝達体制の強化

災害や避難等の情報を確実に伝達するため、防災行政無線の維持管理に努める。

⑤消防体制の充実

秩父消防本部による消防活動の充実を図る。また、地域における消防力を強化するため、消防団詰所、消防車両、消防資機材の更新に努めるとともに、消防団員の確保を図る。

イ 住環境

魅力ある住環境と良好な景観が調和する土地利用を図るとともに、定住者、移住者が増加する支援を進め、快適に暮らせるまちを目指す。

①定住の促進

長瀬町への移住・定住を促進するため、住宅取得に関する各種の支援制度の普及を図るとともに、助成内容の充実に努める。また、移住希望者への住宅を確保するため、空き家の活用を図る。

②空き家の適正指導・活用

住環境を良好に保つため、空家対策協議会を開催するとともに、空き家実態調査や特定空き家対策を行っている。町内の空き家所有者への適正な維持管理の指導、「ちちぶ空き家バンク」等の情報提供を進める。

③公的住宅の供給

公的な住まいの提供を進めるため、町営住宅の適正な維持管理に努める。

ウ 環境衛生

自然環境を保全するため、脱炭素化に向けた地域づくりや公害防止対策を進めるとともに、ごみの減量化等により循環型社会を目指す。

①脱炭素化に向けた地域づくり

地域の脱炭素化を進めるため、「ちちぶ環境基本計画」の見直し、町民、事業者との連携により取組を進める。

また、公共施設における新電力の導入を推進するとともに、脱炭素化に向けた取組に努める。

②公害の防止対策等

公害の発生を未然に防止するため、事業者、町民への啓発を進めるとともに、発生源の測定、監視、指導に努める。

また、不法投棄を防止するための巡回パトロールを実施するとともに、河川敷等における各種団体における美化活動を促進する。

③ごみ処理体制の充実

ごみの処理を適正に行うため、秩父広域市町村圏組合によるごみの収集及び処理施設の維持管理に努める。

④ごみの減量化の推進

ごみの減量化を進めるため、ごみの分別についての周知を図るとともに、3R活動（「リデュース：減らす」「リユース：繰り返し使う」「リサイクル：再資源化する」）の啓発に努める。

また、有価物を回収する団体等への報償金の交付を進める。

⑤水道事業の推進

安定した水道事業を行うため、秩父広域市町村圏組合と連携し給水施設や管路の耐震化及び維持管理に努める。

⑥下水道事業の推進

生活の排水処理を適切に進めるため、皆野・長瀬下水道組合と連携し、処理施設の維持管理に努める。

⑦浄化槽の普及促進

公共下水道区域外における適正な排水処理を進めるため、公共浄化槽の設置を促進する。また、浄化槽の汚泥処理等を進めるため、広域的な処理体制の整備を促進する。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道 (2)下水処理施設 公共下水道 (3)廃棄物処理施設 し尿処理施設 (4)消防施設 (5)公営住宅 (6)過疎地域持続的 発展特別事業 環境 防災・防犯	○ 上水道事業 ○ 下水処理事業 ○ し尿処理事業 ○ 浄化槽市町村整備型事業 ○ 非常備消防事業 ○ 防災対策整備事業 ○ 消防施設維持管理事業 ○ 矢那瀬地区コミュニティ消防センター整備事業 ○ 防災行政無線蓄電池交換事業 ○ 住宅管理事業 ○ 町営住宅長寿命化改善事業 ○ し尿処理事業広域化負担金 ○ 水道料金激変緩和対策補助金 ○ 避難行動要支援者名簿システム 機器更新事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

行政系施設については、今後も公共サービスの向上を図るとともに、災害時の避難所としての機能を維持するため、安全性の確保と適切な維持管理に努める。

「長瀬町役場」は、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施するなど、長寿命化計画に基づく計画的な保全を行う。

「長瀬地区コミュニティ消防センター（消防団第1分団第1部）」は、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施するなど、長寿命化計画に基づく計画的な保全を行う。

現在利用されていない消防倉庫は、土地の処分等も含め有効活用について検討する。

その他行政系施設は、災害時にも施設の機能を維持するための、計画的な改修や修繕を実施する。

「根岸団地」、「蔵宮団地」については、入居者の退去後に入居者募集を行わず、長期的には用途廃止とする。用途廃止した住宅については、順次、解体を進める。

今後も維持していく公営住宅については、「第2期長瀬町町営住宅長寿命化計画」に基づいた、計画的な施設の改修や修繕を実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

地域の子ども数の減少により、子どもの育ちや子育ての環境が変化していることから、支援体制の強化が求められている。

これまでも子育て支援事業を充実してきたが、合計特殊出生率は近年 1.00 前後であったものの、令和元年度は 0.48 と大きく低下していることから、引き続き事業実施に努める必要がある。

令和元年度に「第 2 期長瀬町子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の充実や子ども・子育て支援事業の充実等に取り組んでいる。

平成 29 年度に整備した「多世代ふれ愛ベース長瀬」は、地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点として活用している。

母子保健事業では、「あかちゃん訪問」や「妊産婦訪問」により対象者の全戸訪問を実施しているほか、専門職との連携による発達支援事業、妊娠から出産に関する様々な費用（産後健診、母乳ケア等）の一部助成も実施している。

また、子育て支援金の増額や、こども医療費の支給対象を高校生まで拡大するなど、経済的支援の充実を図っている。

今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目なく支援をするため、母子保健事業、教育・保育事業、子育て支援事業を進めるとともに、経済的な支援の充実、支援拠点施設の機能強化を図る必要がある。

イ 高齢者等の保健及び福祉

地域における高齢者数の増加に伴い、自立した生活を支援するための体制の強化が求められている。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援）の充実を図っている。近年では、生活支援体制整備事業により生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置、ふれあいいきいきサロン事業の充実、各種ボランティアの育成などを進めている。

地域ぐるみの介護予防の取組として、元気モリモリ体操やはつらつサポーター活動などが活発に行われている。

さらに、長瀬町シルバー人材センターなどが、高齢者の生きがいづくり活動への支援を行っている。

これらの福祉サービスや介護保険サービスは、令和 2 年度に策定した「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第 2 次）」、「第 8 期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき計画的に推進している。

令和 2 年の国勢調査による世帯数は 2,599 世帯で、高齢者を含む世帯は 1,657 世帯（63.8%）で、このうち高齢独居世帯が 394 世帯（23.8%）、高齢

者夫婦世帯が 411 世帯（24.8%）となっている。

今後は、75 歳以上の後期高齢者、高齢独居世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれることから、在宅生活を継続するための支援、生きがづくり、地域による支え合いを進める必要がある。

（2）その対策

ア 子育て支援

子どもたちの元気な声が聞こえる地域づくりを進めるため、子どもの育ちや家庭における子育てを支援するとともに、子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図る。

①教育・保育事業の推進

保護者の利用希望に応じた保育環境や就学前教育の機会を提供するため、民間事業所と連携し、教育・保育事業（幼稚園、認定こども園、保育園）の実施体制の確保を図る。

②地域子ども・子育て支援事業の推進

地域における子育て支援を進めるため、母子保健事業等の各種の相談・訪問事業、保育事業を進めるとともに、「多世代ふれ愛ベース長瀬」の機能を強化し、子ども家庭総合支援拠点としての整備を進める。

また、放課後児童の安全な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施体制の確保を図る。

③子ども育ちの支援

子どもが健全に成長できるよう、子どもの権利の普及や確保体制、遊びや体験の機会、母子の健康づくりや食育の充実に努める。また、幼稚園、認定こども園、保育園から小学校へ円滑に移行できるよう、幼保小の連携を図る。

④家庭における子育て支援

子育て中の保護者を支援するため、「多世代ふれ愛ベース長瀬」を拠点として子育てコンシェルジュによる相談・訪問事業を進めるとともに、子育て支援金等による経済的支援の充実に努める。

⑤子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上

地域ぐるみで子育てを支援するため、子育てと仕事を両立するための就労環境の普及、地域ネットワークによる児童虐待の防止を図る。

イ 高齢者等の保健及び福祉

健康ではつらつとした長寿のまちを創造するため、福祉サービス、生きがい活動を充実するとともに、地域ぐるみによる福祉活動を促進する。

①在宅福祉サービスの推進

在宅での自立した生活を支援するため、介護保険外での日常生活の支援を行うとともに、ねたきり老人手当、介護手当の支給、緊急通報システムの設置等を進める。長瀬町社会福祉協議会及びボランティアによる配食サ

ービス、単身高齢者見守り活動を促進する。

②生きがい活動の支援

高齢者のいきがい活動を支援するため、「多世代ふれ愛ベース長瀬」、「高齢者障がい者いきいきセンター（いきいき館）」の充実を図るとともに、老人クラブ活動、長瀬町シルバー人材センターの活動を促進する。また、各地区における介護予防の取組や通いの場づくりを促進する。

③地域福祉団体等との連携

地域ぐるみによる福祉活動を進めるため、長瀬町社会福祉協議会及びボランティアと連携し、ボランティアセンター活動、ふれあいきいきサロン事業を促進する。

また、長瀬町商工会と連携し、地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」による活動を促進する。さらに、事業を円滑かつ効果的に推進するため、長瀬町社会福祉協議会や長瀬町商工会、ボランティアなどの連携強化に努める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 子育て支援センター 学童保育施設 (2)障害者福祉施設 (3)保健センター (4)過疎地域自立的 発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 その他	○ 多世代ふれ愛ベース長瀬運営事業 ○ 世代間交流支援センター施設運営事業 ○ 放課後児童健全育成事業 ○ 長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター運営管理事業 ○ 保健センター施設管理事業 ○ 保健センター施設整備事業 ○ こども医療費支給事業 ○ ひとり親家庭等医療費支給事業 ○ 子育て支援金の支給 ○ 重度心身障害者医療費支給事業 ○ シルバー人材センター補助事業 ○ 社会福祉協議会補助事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

「保健センター」は、老朽化が進行しているため、計画的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施する。

「高齢者障がい者いきいきセンター」、「多世代ふれ愛ベース長瀬」は、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施する。

「世代間交流支援センター」は、職員等により適宜、点検、修繕を行い、適切な維持管理を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

地域医療では、多様化する医療ニーズに対応するため、広域的な連携が必要になっている。医療体制の充実を目指し、ちちぶ定住自立圏での取組として「ちちぶ医療協議会」による医師や医療スタッフの確保、救急医療体制の維持、産科医療機関への助成などを行っている。

また、秩父広域市町村圏組合による救急医療体制の整備を進めている。

今後は、町民の自主的な健康づくり活動を支援し、地域住民が手を取り合い、心を通わせながら町民みんなで健康づくりに取り組める環境づくりを推進するとともに、広域的な連携により医療体制を確保する必要がある。

(2) その対策

医療ニーズの多様化への対応や救急医療体制を確保するため、広域的な連携を図る。

①地域医療体制の充実

地域医療体制を確保するため、ちちぶ定住自立圏による「ちちぶ医療協議会」と連携し、医師や医療スタッフの確保、救急医療体制の維持、産科医療機関への助成を進める。

②救急医療体制の充実

秩父広域市町村圏組合と連携し、救急医療体制の確保を図る。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	○ ちちぶ医療協議会事業 ○ 広域処理（救急医療施設費等） 事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

近年、情報通信技術の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより社会情勢が変化しており、学校教育においても対応していくことが求められている。

教育環境の充実については、少子化の進展に伴い、町立小・中学校の今後のあり方について検討を進めるとともに、学校施設や設備の計画的な整備・改修に取り組んでいる。また、GIGAスクール構想の推進や小中学校への英語講師の派遣、中学生学力アップ教室の実施、特別支援教育学校支援員の配置など、児童生徒の学ぶ環境の充実や学校の指導・運営体制の強化・充実に努めている。

さらに、小中学校入学祝金、中学生・高校生通学費補助金の支給や給食費の一部公費負担など経済的負担の軽減を図っている。

全国学力・学習状況調査の結果は、令和元年度において全国平均を概ね上回っている。

青少年の育成については、青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、令和2年度からは中学生を対象としてジュニアリーダーの育成を行っている。

今後も、子どもが豊かな個性やふるさと意識を育み自立できるよう、教育環境を充実するとともに、地域ぐるみによる青少年の育成に取り組む必要がある。

イ 社会教育、社会教育施設

町民の学習意欲に対応し、誰もが多様な学びができるまちづくりが求められている。

生涯学習の推進については、町の歴史や自然、文化をテーマにした公民館講座を開催するなど、地域に根差した生涯学習活動を展開している。「中央公民館・勤労青少年ホームだより」などで情報提供に努めるとともに、時機を得たテーマを設定するなど、町民ニーズに対応した事業を行っている。

スポーツの振興については、総合グラウンドなど社会体育施設の適正管理に努めるとともに、スポーツ推進員の活動支援を始めとして、各種スポーツ教室の開催やスポーツ団体の活動支援を行っている。

スポーツ教室の参加者数は、近年200人台で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が減少したため、令和2年度は50人を下回った。終息後には活動の充実に努める必要がある。

今後も、町民の学習活動を促進するため、学習活動の施設の充実を図るとともに、団体等の活動の促進に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

子どもたち一人ひとりの学力や自立する力、豊かな心と健やかな体を育成するため、学校教育、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、青少年団体の活動の充実を目指す。

①就学前教育の充実

就学前教育の利用希望に対応するため、町内事業者と連携し提供体制の確保に努める。

②確かな学力と自立する力の育成

I C T（情報通信技術）に対応した教育環境を整備するため、各学校に I C T 支援員を配置し、G I G A スクール構想の実現に向け、学習用タブレットの活用を図るとともに、大型提示装置などの周辺機器を利用し、より効果的な授業が行えるよう取り組む。また、児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習を支援するため、特別支援教育支援員の確保に努めるとともに、外国語教育を充実するための英語講師の確保を図る。さらに、小学校の放課後において、子どもの居場所づくりや体験活動を行う放課後子供教室、中学生の基礎学力の向上を図るため中学生学力アップ教室を開催する。

③豊かな心と健やかな体の育成

児童生徒、保護者の相談に対応するとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図るため、さわやか相談室を設置し相談活動を行う。また、人権や性の多様性を尊重した教育、基本的な生活習慣の確立に向けた支援、運動好きな児童生徒を育成するための授業改善に努めるとともに、伝統と文化を尊重し郷土愛を培うふるさと教育を推進する。さらに、食に関する知識を養うため、学校給食を通して食への関心を深めるとともに、地元産農産物を使用した給食の提供に努める。

④質の高い学校教育を支える環境の充実

長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を尊重し、保護者や地域住民の意見を踏まえ策定した、「長瀬町立小中学校の適正規模・適正配置基本方針及び基本計画」に基づき、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒にとって望ましい学校教育の実現を図る。

また、教育環境を充実させるため、学校施設の維持管理及び修繕・改修に努めるとともに、働き方改革を推進し学校教育の質の維持向上を図るため、校務支援システムの導入による教職員の事務の負担軽減やサポートを行う職員の確保を図る。さらに、郷土への理解を深め、ふるさと意識を高められるよう社会科副読本「ながとろ」を作成する。

⑤家庭・地域の教育力の向上

家庭・地域の教育力を高めるため、3校一体のコミュニティ・スクールによる小・中学校の連携及び幼保小中の連携を強化するとともに、家庭・地域と連携・協働した教育を進める。

⑥就学への支援

小・中学校への入学時の経済的負担を軽減するための入学祝金の支給、小・中学校の学校給食費の無償化や電車通学を行う中学生・高校生の保護者の経済的負担を軽減するための通学費補助を進めるとともに、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への支援に努める。さらに、教育上特別な支援を必要とする児童生徒について、より適切な学びの場を提供できるよう就学の支援に努める。

⑦青少年育成団体活動の促進

青少年団体の活動を充実するため、PTA活動、ボランティア活動、地域団体や企業との連携による事業等の検討を図る。

⑧青少年育成に係る人材の育成・確保

自らが社会の一員として自覚を持ち、自主性・協調性・社会性を養えるよう、講習会などを通じて、仲間づくりや郷土愛に満ちた人材の育成・確保に努める。

⑨家庭教育の充実

ライフステージに合わせた学習機会を提供するため、保護者への啓発活動や情報提供、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供に努める。

イ 社会教育、社会教育施設

身近な地域で多様な活動や交流により生きがいのあるまちにするため、文化・芸術活動、スポーツ活動など多様な生涯学習活動を支援するとともに、地域の歴史・文化、伝統行事の継承を図る。

①生涯学習拠点の機能強化

中央公民館の施設設備の維持管理及び修繕を進めるとともに、図書室の充実を図る。

②生涯学習活動への支援

生涯学習団体等の学習活動を促進するため、指導者等の人材の情報提供を進めるとともに、郷土意識の高揚を図る教室の開催など、学習ニーズに対応した学習機会の提供に努める。

③スポーツ施設の充実

スポーツ活動の場を確保するため、総合グラウンドなど社会体育施設の維持管理に努める。

④スポーツ活動の促進

小学生から大人まで、気軽にスポーツに親しめる機会を創出するため、スポーツ教室などを通して、町民のスポーツ活動への参加促進を図る。また、スポーツ団体の活動を促進するため、各種大会開催の支援等、必要な支援に努めるとともに、研修会などへの参加を促し指導者の育成に努める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 校舎 屋内運動場 スクールバス 給食施設 (2)集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 (3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	○小・中学校施設管理事業 ○学校コンピュータ整備事業 ○学校施設等改修事業 ○校務支援システム整備事業 ○中学校体育館・特別教室長寿命化工事 ○中学校剣道場改修工事 ○第一小学校体育館外壁空調等改修工事 ○スクールバス運行業務 ○学校給食センター長寿命化工事 ○公民館管理運営事業 ○公民館維持管理事業 ○長瀬町中央公民館空調設備更新工事 ○体育施設管理事業 ○学校適正規模・適正配置事業 ○学校給食費無償化事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

学校教育系施設は、定期的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、計画的に改修や修繕を実施することで、安全な学校教育環境を確保する。今後も少子化による、さらなる児童・生徒数の減少が予想されることから、学校の適正規模・適正配置化を検討していく。

「中央公民館」は、老朽化が進んでいるため、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施する。

スポーツ施設は、今後も安定した利用需要が見込めることから、適切な維持管理を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、民間活力の導入も検討し、運営の効率化を図る。ただし、町民プールについては、廃止を含め検

討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域活動については、行政区が実施する地域環境整備事業に対し、地域振興対策事業補助金による支援を実施しており、地域の集会所などは、当補助金の活用により修繕や設備の更新を進めている。

地域振興対策事業補助金の活用状況は年度により増減があるが、引き続き利用勧奨に努め、地域コミュニティの活性化、持続化へつなげていく必要がある。

今後も、地域課題を解決できるコミュニティへの支援に努める必要がある。

(2) その対策

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、地域課題の解決に向けた活動の支援に努める。

① コミュニティ活動の促進

地域住民による自主的な活動を活性化するため、各行政区やコミュニティ組織との連携を図るとともに、各行政区の実施する地域環境整備事業への支援を行う。

② 地域における活動施設の充実

地域でのコミュニティ活動の場を確保するため、集会所等の維持管理に努める。矢那瀬地区拠点整備については、継続的に検討を進める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	○ 矢那瀬地区拠点施設の整備 ○ 地域振興対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

住民文化系施設については、民間活力の導入等を検討し、運営の効率化を図り、トータルコストの縮減に努める。避難所として指定されている施設も多いため、非常時でも施設の機能を維持し、住民の安全を確保できるよう、計画的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、適切な改修や修繕を実施する。

「樋口地区コミュニティ集会所」は点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化・芸術の振興については、長瀬町郷土資料館において企画展を行うなど、地域の歴史や文化に触れる機会を設けている。国指定重要文化財の旧新井家住宅は、屋根の葺き替え等適正な管理に努めているが、耐震診断を行い耐震化を進める必要がある。

郷土芸能を継承している団体数は、変化はなかったが、活動への支援を通じて団体の維持に努めていく必要がある。

また、文化団体連合会の活動支援を行うなど、町民の自由な文化創造活動を支援している。

今後も、団体等の活動の促進に取り組む必要がある。

(2) その対策

身近な地域で多様な活動や交流により生きがいのあるまちにするため、文化・芸術活動を支援するとともに、地域の歴史・文化、伝統行事の継承を図る。

①地域の歴史や文化の保存・継承

郷土資料を収集・保存・継承するため、郷土資料館の維持管理に努めるとともに、展示内容の充実を図る。また、国指定重要文化財である旧新井家住宅の維持管理に努め、郷土資料館と共に長寿命化を図る。そして、郷土芸能の継承団体の活動継続への支援や伝統行事の継承に努める。

②文化・芸術活動の促進

文化・芸術団体の活動を促進するため、学習や活動の成果の発表の機会を提供するとともに、町民が芸術にふれる機会づくりに努める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	○ 旧新井家住宅・郷土資料館管理事業 ○ 旧新井家住宅維持管理事業 ○ 郷土資料館長寿命化工事 ○ 文化財保存事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

「郷土資料館」は、収蔵品を保管・活用する環境整備を行うとともに、計画的な点検、診断の実施により老朽化状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施する。民間活力を導入した運営手法を検討するなど、利用の促進や運営の効率化を図る。

「国指定重要文化財旧新井家住宅」は、定期的な修繕により、適切な維持管理に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

太陽光、風力などの再生可能エネルギーは環境への負荷が少なく、資源が枯渇しないエネルギーであり、脱炭素化に向けて、大きな期待が寄せられている。

本町は森林資源等が豊富で、自然の力を活用したエネルギーの自給が可能な地域と考えられる。

役場庁舎や各小中学校の屋上への太陽光発電設備や駐車場への急速充電器をいち早く設置し、電気自動車を公用車として導入している。また、令和3年度には民間事業者と協定を結び、町内施設2箇所への充電スタンドの設置を行っている。

地域脱炭素に向け、太陽光等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入及び支援を推進し、温室効果ガスの抑制に努めることが求められている。

今後は、各家庭や事業所、役場における脱炭素化に向けて取り組む必要がある。

(2) その対策

自然環境を保全するため、脱炭素化に向けた地域づくりや公害防止対策を進めるとともに、ごみの減量化等により循環型社会を目指す。

①脱炭素化に向けた地域づくり

地域の脱炭素化を進めるため、「ちちぶ環境基本計画」の見直し、町民、事業者との連携により取組を進める。

また、公共施設における新電力の導入を推進するとともに、脱炭素化に向けた取組に努める。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	○新電力導入事業 ○脱炭素化事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 健全な財政運営

人口減少や厳しい財政状況にある中で、中長期的視点に立った公共施設等の老朽化への対応や施策事業の効果的な実施とともに、新たな財源の確保が求められている。

今後増大が見込まれる公共施設の維持管理費を抑制し、適正な維持管理がなされるように、平成28年度に「長瀬町公共施設等総合管理計画」を策定した。さらに、令和元年度に「長瀬町公共施設長寿命化計画」を策定し、個別施設の維持管理を計画的に進めることとしている。

また、ふるさと納税の促進やコンビニ収納による町税の収納率向上、観光トイレや施設等での環境整備協力金のお願いなど、財源の確保に向けた取組を進めている。

ふるさと納税寄附金額及び寄附件数は増加しているため、返礼品のさらなる充実に努める必要がある。

今後も、計画的な財政運営を進めるため中長期的な公共施設の維持管理、修繕等の経費の把握に努めるとともに、財政基盤を強化するため企業版ふるさと納税の導入等町独自の財源の確保策を検討する必要がある。

イ 地籍調査

本町の緑豊かな自然は地球環境に大きく貢献している。こうした中で、過疎・高齢化が進み田、畑、山林などの手入れができなくなっており、不在地主が増加している。

適正な土地管理を行っていくことは、行政運営上重要であるため、地籍調査の実施の検討を進める。

(2) その対策

ア 健全な財政運営

健全な財政運営を実現するため、中長期的な視点に立ち、地域経済の活性化や公共施設の維持管理、施策事業の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、創意工夫による自主財源の確保を図り、財政基盤の強化を目指す。

① 計画的な財政運営

健全で持続可能な財政運営とするため、町民ニーズの把握に努めるとともに、中長期的な視点から施策事業の重要性、有効性などを総合的に見極め、事業の実施に努める。

また、公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的な施設の維持管理、修繕等を図る。

② 安定した財源の確保

収納率を向上するため、各種の税の賦課、徴収を適切に進めるとともに、コンビニ収納や地方税共通納税システムを活用し納付しやすい環境づくり

に努める。

また、創意工夫により自主財源を確保するため、ふるさと納税の返礼品目の増加と周知を進めるとともに、企業版ふるさと納税の導入、観光トイレ等の環境整備協力金、公共施設の屋根を活用した太陽光発電施設の設置、有料広告などに取り組む。

さらに、企業の誘致を積極的に進めるとともに、地域産業の活性化を促進し、税収入の確保に努める。

イ 地籍調査

地籍調査の実施を検討する。

(3) 事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	○ 地籍調査 ○ 基金積立事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

事業計画(令和4年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	○ 定住促進事業住宅取得奨励補助金事業 ○ 住宅リフォーム等資金助成事業	町	定住を促進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 定住を促進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業 観光 企業誘致	○ 新規就農者支援事業 ○ 商工会補助事業 ○ 中小企業経営対策利子補給事業 ○ 地域特産品開発事業 ○ 観光振興支援事業（観光協会補助） ○ 観光振興支援事業（船玉まつり実行委員会補助） ○ 企業支援事業	町	新規就農者を育成するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 商工会を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 中小企業を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 特産品を開発するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 観光協会を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 船玉まつりを継続的に行うことで、関係人口の定着を図る。 企業を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	○ 情報系システム事業 ○ 基幹系システム事業	町	情報系システムを更新・維持するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 基幹系システムを更新・維持するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。

<p>4 交通施設の整備、交通手段の確保</p>	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>公共交通</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秩父鉄道整備促進協議会負担金 ○ 道路台帳作成事業 ○ 宅地耐震化推進化事業 	<p>町</p>	<p>秩父鉄道を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>道路台帳を整備するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>宅地耐震化を推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>
<p>5 生活環境の整備</p>	<p>(6) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>環境</p> <p>防災・防犯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理事業広域化負担金 ○ 水道料金激変緩和対策補助金 ○ 避難行動要支援者名簿システム機器更新事業 	<p>町</p>	<p>し尿処理を広域化するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>水道事業を継続するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>要支援者名簿を維持継続するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>
<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>(8) 過疎地域自立的発展特別事業</p> <p>児童福祉</p> <p>高齢者・障害者福祉</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども医療費支給事業 ○ ひとり親家庭等医療費支給事業 ○ 子育て支援金の支給 ○ 重度心身障害者医療費支給事業 ○ シルバー人材センター補助事業 	<p>町</p>	<p>こども医療費支給を継続的に行うことで、子育て世代の定着を図る。</p> <p>ひとり親家庭等医療費支給を継続的に行うことで、子育て世代の定着を図る。</p> <p>子育て支援金の支給を継続的に行うことで、子育て世代の定着を図る。</p> <p>重度心身障害者を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> <p>シルバー人材センターを支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p>

		○ 社会福祉協議会補助事業		社会福祉協議会を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	○ ちちぶ医療協議会事業 ○ 広域処理（救急医療施設費等）事業	町	ちちぶ医療協議会を運営するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 広域処理を継続するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	○ 学校適正規模・適正配置事業 ○ 学校給食費無償化事業	町	学校の統合等を進める事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 保護者の経済的負担を軽減するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	○ 矢那瀬地区拠点施設の整備 ○ 地域振興対策事業	町	小さな拠点を整備するものであり、その効果は将来に及ぶものである。 地域振興対策をするものであり、その効果は将来に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	○ 地籍調査 ○ 基金積立事業	町	土地1筆ごとに所有者、地番、地目及び境界を調査し、正確な図面（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 過疎地域の諸課題に取り組むためのソフト事業を実施するため、過疎地域自立促進特別事業基金に積立てを行うものであり、その効果は将来に及ぶものである。